

十条銀座商店街 まちづくり憲章

— 十条銀座 商店街憲章 —
— 街並み施設建築物協定 —



平成15年6月1日制定

十条銀座商店街振興組合
東京都北区十条仲原1-4-8
TEL 03-3907-2905
FAX 03-3907-2907

十条銀座商店街振興組合 商店街憲章

憲章の理念

十条銀座商店街が将来にわたり繁栄する為に、皆が協力しあい、豊かなまちづくりの為に以下の憲章を定めるものとする。十条銀座商店街の基本理念は、組合結成以来今日まで、そして将来に亘って、

①共通の利益 ②共通の責任 ③共通の価値感 に基いていると考える。

基本方針

本憲章の基本方針を下記の通り定め、関係者間の意思疎通について調整を行い、魅力ある商店街づくりの実現を期するものとする。

1. 東京を代表する商店街であることの自覚を持ち、又、その維持を目指す。
2. 商店街が一つの単位体系としての自覚を持ち協力する。
3. 商店街を構成する事業者すべての発展を推進する。
4. 事業者の繁栄と消費者としての近隣居住者、通行者の福祉増進を図るふれあいの場をつくる。
5. 文化的で多くの人に快適な賑わいのある商店街をつくる。
6. お年寄と子供に優しく、併せて消費者及び近隣居住者にとって安心して楽しい買い物のできる商店街づくりを目指す。

憲章細則

細則 この憲章を守る為に細則、実施規約を設ける。

第1条 本憲章は、十条銀座商店街振興組合の地域内関係者が、美観保全と永続的な発展のために、以下の協議事項を確認し、これを遵守する条項を定める。但し、本組合の定款に定める事項については、これに準ずるものとする。

第2条 本憲章の適用範囲は、十条銀座商店街組織構成員の所在する地域内とし、関係者は次の者とする。

1. 当商店街の地域内で事業を行う者。
2. 同地域内において建築物および道路その他施設設備、構築物等に関わる工事従業者。

尚、本憲章の趣旨にしたがい、必要ある場合は、地域内居住者についても協力を求めるものとする。

第3条 当商店街のスローガン、ロゴタイプ・シンボルマークは、別途指定のものとする。

憲章の内容

第4条 本商店街地域内に属する次に掲げる事項について、関係者の意見を集約、決定、実行するとともに、必要に応じて、公共機関、関係団体との連絡調整を組合理事会が行うものとする。

1. 当商店街の高度化、施設設備、販売促進等の共同事業促進に関する事項
2. 出店開業に関する事項
3. 施設建築物の新築、増改築の工事に関する事項
4. 道路の維持管理および工事に関する事項
5. 道路上の不当行為ならびに車輌通行の自主規制に関する事項
6. アーケード、街路灯の維持管理に関する事項
7. 道路及び施設建築物にかかる工事の安全保持に関する事項
8. 街頭広告に関する事項
9. 景観、美化、緑化、安全衛生等、環境保全に関する事項
10. 商店街の共有する施設設備の管財ならびに権利の移転に関する事項

共同事業促進の義務

第5条 組合員並びに準組合員は、当商店街振興組合設立の趣旨に従い、商店街の活性化に協力しなければならない。

第6条 地域内関係者は、組合の行う共同事業に協力しなければならない。

出店、開業、転業、廃業の事前連絡

第7条 当商店街に出店、開業、転業又は廃業をしようとする者は、予め営業内容を組合に提示するものとする。

1. 新規出店者、或いはこれから新規出店をなそうとする者は、早急に当商店街振興組合に加入手続きをする。
2. 新規出店者の同意を得られず、組合未加入の場合、貸主との話し合いに於いて、アーケード維持管理費を現額より 1.5 倍から 2 倍迄を増額するものとする。
3. 日貸し店舗、臨時出店者も大家等を通じ、商店街事務所に連絡をする。
4. 露天あるいは悪質なセールスを禁止する。

この憲章は、平成 15 年 5 月 29 日開催された通常総会において議決したものであります。

平成 15 年 6 月 1 日より発効するものとする。

街並み施設建築物協定

協定の趣旨

第1条 この協定は商店街の街並みを整備し、統一性のある美観を持った商店街とする為の街内店舗・居住者と商店街との協定であり、相互で遵守すべきものである。

第2条 施設建築物の用途は、商店街づくりの基本方針に基づくものとし、可能な限り物品販売業、飲食、サービス業の範囲とするか、またはこれらの業種と複合するものとする。

第3条 建築形態は、次の事項を配慮する。

1. 建築物の高さ構造等は、建築基準法の定めるところによる。
2. 1階は店舗とする。
3. 外壁、外装のデザインおよび色彩、照明等は周辺の景観との整合性に配慮する。
4. 看板、広告物は別に規定するところに従う（第16条参照）。
5. 東電の地上機器は、可能な限り屋内に納める。

第4条 組合の地域内で施設建築物の新築、増改築を計画した場合は、組合に工事期間、工事内容、業種等を記載した書類を届出て、完成前に組合費、アーケード管理費等について協議を行うこと。

道路の維持管理および工事

第5条 適用区域が常時良好な状態を保つように、道路交通法等の定める事項を守る他、次の事項の維持管理を行う。ただし、カラー舗装の保全管理については、道路管理者との覚書及び別途管理者が定めるところによる。

1. 街路灯等の管理

街路灯等の商店街財産の景観施設については、組合が善良な管理者の注意をもって維持管理する。

施設等の滅失、汚損等重大な損害を受けた時は、速やかに管理者に通報するものとする。

2. 舗石等の局部的修理及び道路の取り壊し

ビル建設等に伴うモールの切削ならびに、道路取り壊しについては、道路管理者に申請する「道路占用掘削申請」及び警察署に申請する「道路使用許可申請」に相当する期間前に、組合と事前に協議し、承認を得るものとする。

尚、自費復旧工事の構造及び施工方法については、道路管理者及び建築施主とで協議を行うものとする。

3. 前項の事業施工者は、工事完了後は自己の負担において、速やかに現状に復するものとする。
4. 道路工事は原則として日曜祭日、売り出し期間中は行ってはならない。

道路上の不当行為ならびに車輌通行の自主規制

第6条 組合の設置した景観施設等の道路占用物以外は、原則として路上の設置を認めない。

但し、組合員店において、止むを得ず道路占用の必要が生じた場合には、道路占用許可申請をする前に、組合と協議し承認を得るものとする。

第7条 道路上における営業及び車輌運搬具の一時使用については、次の各事項を守るものとする。

1. ワゴンセール、飲食等を実施する場合は、自己敷地内に限定するものとする。
2. 商品及び陳列台のはみ出し行為は違法行為であり、各自において自粛する。
3. 自動販売機が公道上の全部もしくは一部を占有することは違法であり、歩行者の安全保持のためにも設置をしてはならない。
4. 荷捌きは、原則として午後2時までに行い、来街者の多い時間帯は避ける。
5. 飲食業では衛生上道路上で営業してはならない。

第8条 関係者は、路上における車輌運搬具及び自転車、自動二輪車等の取扱いについては、交通法規に従う他、次の通り自主的に規制するものとする。

1. 関係者は、路上に駐車、駐輪しないものとし、専用駐車場の確保に努める。
2. 当商店街は、違法駐車の追放キャンペーンを行い、歩行者の妨げとなる歩道上の放置自転車等について、各店舗が責任をもって撤去する。
3. 取引先や工事の車輌運搬具は長時間駐車してはならない。

アーケードの維持管理

第9条 アーケード維持管理については、組合の定めるアーケード管理規約によるものとする。

道路及び施設建築物にかかる工事の安全保持

第10条 店舗及びビルの新築、改築、改装等の計画のある場合には、早急に組合に連絡するものとする。

第11条 施設建築物の工事は、自己の敷地内に納めることとし、作業用構築物については、アーケード内の排水溝までとする。

第12条 道路及び施設建築物にかかる工事は、塵埃、騒音、振動等に注意することとし、施設建築物の工事は、養生シート、防護板等により遮蔽した上、必ず保安員を常置し、落下物等の危険を防止するものとする。

第13条 日曜日、祭日及び夜間工事は、原則として行ってはならない。但し、やむを得ない場合は、組合に事前連絡し、近隣の許可を得るものとする。

第14条 工事人は工事に際しては、雨仕舞、騒音、振動等、近隣の迷惑にならないように努める。雨仕舞は建築施主の負担により工事する。

第15条 工事の原因による雨漏りについては、工事以降1年間は建築施主の費用負担により、商店街が修理する。

街頭看板、広告物、日除け類等

第16条 当商店街における看板、広告物、日除け類等は誇大かつ過剰なることを戒め、道路上及び空間の安全と景観を保持するため、次の各事項に従うものとする。

1. 当商店街において営業出店をする場合には、所定の統一看板以外の看板を設置することはできない。
2. 道路不法占有は法律違反であるため、すべての事業者は置看板類の設置を自己の敷地内とする。
3. 新しく製作取付をする看板は、テナントビルの場合は共同看板とする。
4. 上記に指示したすべての看板の形態、材質、色彩については、組合の承認を受けるものとする。
5. アーケードの柱を利用し、広告、張紙、旗幟及びその付属物等を取付けてはならない。

第17条 統一看板の撤去、移動及びアーケード支柱、付帯設備等の移動は、原則として認めない。

但し、正当な事由により統一看板を取り外し、移動する場合は、組合の承認を得るものとし、組合指定の施工業者に工事を委託する。この場合、費用は建築施主の負担とする。

景観、美化、緑化、安全衛生等の環境保全

第18条 当商店街の関係者は、地域内の美しく安全な環境状態を保持するために、次の各事項にしたがうものとする。

1. 自店前の毎日の清掃及びガム、タバコの吸い殻、空き缶等の清掃処理をする。
2. 商店街の美化、緑化、店舗外装等のデザイン改善に努力する。
3. ゴミ・ダンボール等の処理は、決められた通り行う。
4. 他人に迷惑をかける騒音、振動、悪臭等を発生させてはならない。

- (イ) 音響設備を使用しての呼込み宣伝。
 - (ロ) 飲食店におけるアーケード内へのダクト出し。
 - (ハ) 遊技場における騒音は、店外にもれぬよう配慮する。
5. その他、法律に定める公序良俗に反する行為を行ってはならない。

商店街の共有する施設設備等の管財と権利の移転

第19条 許可なく商店街に属する施設設備の使用を禁止する。

第20条 当商店街の管理する施設建築物等における、不時の近隣災害による毀損または汚損等の被害に対する補償は、当事者間において解決するものとする。この場合、組合が調停することができる。

第21条 本協定の適用区域内にある土地、建物等の権利及びモール化事業等共同施設事業にかかる債務が移転する場合には、新権利者は従前の権利者から、本協定を遵守する義務を継承するものとする。

第22条 本協定に定めていない事項については、当事者間協議の上、法律の定めるところに準拠し、組合が調停する。

第23条 本協定に定める各事項については、必要に応じて、見直し、改正を行い、または別に細目を定めることができる。

改正にあたっては、関連する事項について、公共機関等と協議するものとする。

第24条 本協定の改正は、当商店街振興組合総会の決議を得るものとする。

第25条 本協定は平成15年6月1日より発効するものとする。

この本協定は、平成15年5月29日開催された通常総会において、議決されたものであります。

平成15年5月29日

十条銀座商店街振興組合